

国別障害関連情報 ブルキナファソ

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
(2021 年 2 月)

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ブルキナファソ

目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	5
2－1. 障害関連行政制度.....	5
2－3. CRPD 批准による対応状況	9
2－4. 障害関連施策の状況.....	10
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	15
2－6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	15
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	15
3. 障害関連団体の活動概況.....	18
3－1. 障害当事者団体の活動概要.....	18
3－2. 障害者支援団体の活動概要.....	19
4. 参考資料	20

図表目次

図 1 機能障害別人数と割合（2006）	3
図 2 全人口に対する障害者の割合 地方別（2006）	4
表 1 障害関連担当機関	5
表 2 障害のある児童の初等教育就学者数（2015-2016 年度）（人）	11

略語表

CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
COMUD/Handicap	Conseil national multisectoriel pour la protection et la promotion des droits des personnes handicapées	障害者の保護と権利推進のためのマルチセクター国家評議会
CNDH	Commission Nationale des Droits Humains	国家人権委員会
CNSS	Caisse nationale de sécurité sociale	国家社会保障基金
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SN-3PH	Stratégie nationale de protection et de promotion des personnes handicapées	障害者の保護・権利推進国家戦略
UN-A.B.P.A.M	Union Nationale des Associations Burkinabé pour la Promotion des Aveugles et Malvoyants	ブルキナ視覚障害者団体連合
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	774.84 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.92 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	5.40 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	N/A	

人口

総人口	20,321,380 人	2019 年
男性人口比率	49.9 %	
女性人口比率	50.1 %	
都市人口比率	30 %	
農村人口比率	70 %	
平均余命（全体）	61 歳	2018 年
男性	60 歳	
女性	62 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	19 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	26 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	10 年	2019 年
成人識字率（全体）	41 %	2018 年
男性	50 %	
女性	33 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-09））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		
全体	96 %	2018 年
男子	95 %	2019 年
女子	94 %	2019 年
中等教育 ³ （総就学率）		
全体	48 %	2018 年
男子	41 %	2019 年
女子	42 %	2019 年
高等教育 ⁴ （総就学率）		
全体	7 %	2018 年
男子	9 %	2019 年
女子	5 %	2019 年

雇用

失業率（全体）	6.4 %	2020 年
男性	4.0 %	
女性	9.5 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義

ブルキナファソでは、「障害者の保護と権利推進法」（2010）（Loi No. 012-2010/AN portant protection et promotion des droits des personnes handicapées）⁵第2条で、障害者を「個人的もしくは社会的な基本の日常活動を行う能力及び、社会への包摂を制限するような、先天性かそうでないかを問わず、身体、精神、知的、感覚への永続的な機能障害（incapacités physiques, mentales, intellectuelles ou sensorielle）がある者」と定義している。国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の政府報告書（2018）（以下、「政府報告」）によると、2006年の第4回国勢調査では障害者を「先天性かそうでないかを問わず、身体障害もしくは精神障害がある者」と定義し、上肢障害（handicap membres supérieurs）、下肢障害（handicap membres inférieurs）、精神障害（déficiences mentales）⁶、視覚障害（aveugle）、聴覚・言語障害（sourd/muet）、その他障害の6種類に分類した。直近の

² 7-13歳の6年間

³ 前期中等教育（14-18歳）4年間と後期中等教育（19-21歳）の3年間を合わせた7年間

⁴ 後期中等教育修了（大学入学資格試験合格＝バカロレア取得）が条件で年齢の設定はない。

⁵ <http://ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/85401/95613/F841317754/BFA-85401.pdf>（参照 2020-12-28）

⁶ アフリカ仏語圏諸国では知的障害、精神障害の区別が明確でなく、handicap mentale に双方が包含、あるいは混同されていると考えられる傾向が見られる。2006年国勢調査の場合では知的障害と判断することが適当と考えられるが、十分な情報が得られないため精神障害と訳すこととする。

第5回国勢調査（2019年11月から12月）では国連の障害統計に関するワシントン・グループの分類（見る、聞く、歩く、認知する、自分の世話、コミュニケーションの6種類）が採用されたとのことであるが⁷、2021年2月時点では暫定結果のプレゼンテーション資料⁸が発行されているのみでその中には障害者についての言及がないため、確認はできなかった。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2006年の第4回国勢調査では、障害者について機能障害別、男女別、居住地別等の項目でデータが収集された。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	168,094 人	総人口の 1.2%	2006 年
男性		障害者の 52.7%	
女性		障害者の 47.3%	

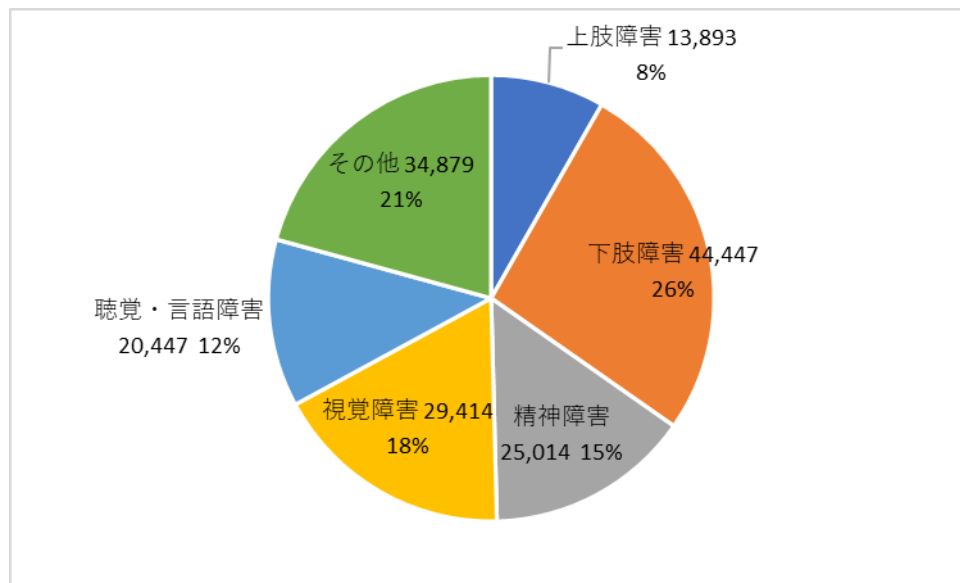


図1 機能障害別人数と割合（2006）

出所：政府報告（2018）（2006年国勢調査の結果を引用）を基に調査チームが作成

⁷ 欧州連合（European Union: EU）Bridging the Gap Project 2020年2月記事”Burkina Faso technically validates its National Strategy on Disability”. <https://bridgingthegap-project.eu/burkina-faso-technically-validates-national-strategy-disability/>（参照 2021-02-15）

⁸ Institut National de la Statistique et de la Démographie (INSD) (2020) 5ème Recensement Général de la Population et de l'Habitat (RGPH) Présentation des résultats préliminaires, Novembre 2020. https://www.finances.gov.bf/fileadmin/user_upload/storage/Resultats_preliminaires_RGPH_2019.pdf（参照 2021-02-12）

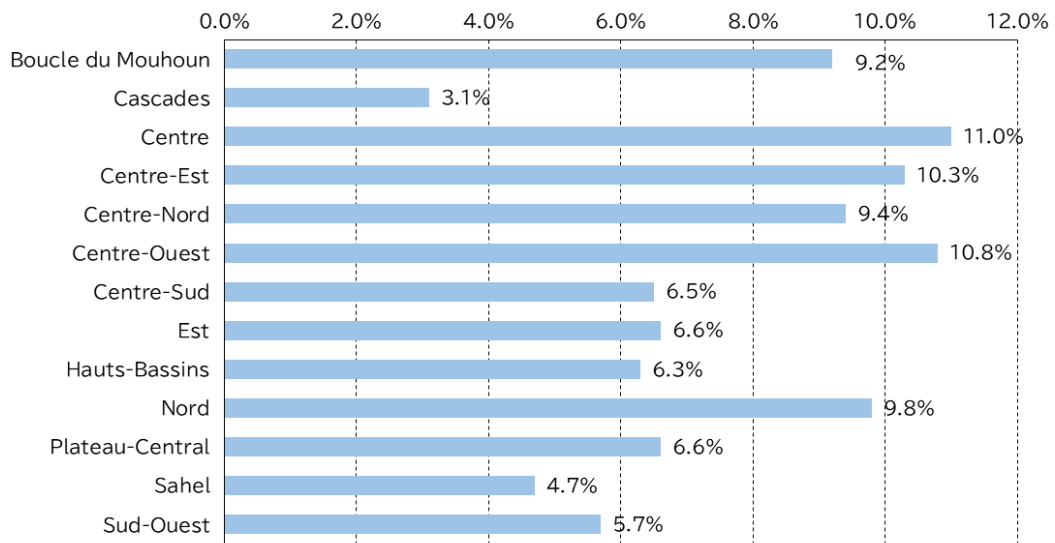


図 2 全人口に対する障害者の割合 地方別⁹ (2006)

出所 : *Ibid* (2018) を基に調査チームが作成

⁹ 13 の地方 (Région) に分けられている。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

表 1 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	障害者の保護と権利推進のための マルチセクター国家評議会 (Conseil national multisectoriel pour la protection et la promotion des droits des personnes handicapées。以下、 「COMUD/Handicap」)	ブルキナファソにおける、障害者の保護と権利 推進の主担当機関。省庁、地方行政機関、市民団 体、専門機関などと連携して以下業務を行う。 ・ CPRD 履行のモニタリングと評価 ・ 障害者の保護・権利推進活動に対するアドバ イス ・ 障害者関連事業のリソース調達や実施の支援 ・ 障害者の保護・権利推進についての啓発
2	社会問題・障害者・社会的排除撲 滅担当國務長官 (Secrétariat d'État chargé des affaires sociales, des personnes vivant avec un handicap et de la lutte contre l'exclusion)	・ 障害者など社会的に排除されている人々のケ アを担当する公的・民間機関の監理・モニタリ ング ・ 障害者を含む脆弱者層の権利推進と社会保障 ・ 啓発活動 ・ 関係省庁と連携し、障害者を含む脆弱者層の 社会経済的参加促進
3	女性・国家連帯・家族省 (Ministère de la femme, de la solidarité nationale et de la famille) 障害者の保護・権利推進局 (Direction de la protection et de la promotion des personnes handicapées: DPPH)	・ 障害者の保護・権利推進の戦略策定と実施 ・ 障害者のための法律についての啓発 ・ 障害分野における非政府組織 (Non- Governmental Organization。以下、「NGO」) や 機関との連携
4	国民教育・識字省 (Ministère de L'Education Nationale, de l'Alphabétisation et de la Promotion des Langues Nationales) インクルーシブ教育推進・女子教 育・ジェンダー局 (Direction de la promotion de l'éducation inclusive, de l'éducation des filles et du genre: DPEIEFG)	・ インクルーシブ教育推進・女子教育・ジェン ダー分野における関係機関との連携 ・ 女子、障害児、脆弱者層の教育へのアクセス改 善のための戦略策定 ・ 女子、障害児、脆弱者層の教育へのアクセスを 妨げる要因の分析 ・ 女子、障害児、脆弱者層の教育に関する情報整 備と発信
5	国家人権委員会 (Commission Nationale des Droits Humains。以下、「CNDH」) ¹⁰	独立した立場で権利推進・保護を担当する政府 機関。(autorité publique indépendante)。

出所：政府報告（2018）、CNDH の CRPD 報告書（2020）を基に調査チームが作成

¹⁰ CNDH は 2001 年に設立され、2016 年に再編された。CNDH 設立に関する法律（2016）（Loi No. 001-2016/AN）
https://lavoixdunjuristebf.files.wordpress.com/2013/08/loi-portant-creation-d_une-commission-nationale.pdf（参照 2021-01-20）

国内調整委員会設置状況

委員会名称	COMUD/Handicap
委員会メンバー ¹¹	委員長は女性・国家連帯・家族省が指名する。委員構成は以下。 ・各省庁からの委員 ・地方（Région）の知事 ・女性・国家連帯・家族省の地方長官 ・都市・地方の団体代表 ・人権団体の代表 ・伝統的・宗教的団体の代表 ・障害者問題を扱う NGO の代表 ・障害者団体の代表 ・後援者代表 ・技術的・資金的支援を行う組織の代表
役割と実施状況	上の表に記載のとおり。 CNDH によるパラレルレポート（2020）は、委員長が女性省推薦であることなど委員会の在り方に独立性が確保されていない旨指摘している。

【地方政府行政】

ブルキナファソは 13 の地方（Région）に分かれ、その下に県（Province）、さらに郡（Département）がある。障害担当の地方行政組織については今回のオンライン/インタビュー調査で十分な情報が得られなかった。

2-2. 障害関連法律の詳細

ブルキナファソ憲法では障害者を含め、すべての国民が差別されことなく同じように権利と自由を享受する旨を明記している。障害関連法律は以下のとおりである¹²。2010 年の「障害者の保護と権利推進法」が障害者関連の基本法である。

法律名	障害者の保護と権利推進法 (Loi No. 012-2010/AN portant protection et promotion des droits des personnes handicapées)
施行年	2010
概要	分野横断的に障害者の保護と権利を推進するための基本法。 第 1 条：法律の目的（障害者の保護と権利推進） 第 2 条：障害者の定義 第 3 条：障害者カード（Carte d'invalidité）について 第 4 条以降、障害者カード保持者に対する優遇措置を分野ごとに定めている（保健、教育、交通、インフラ、職業訓練、雇用、スポーツ・余暇・芸術、政治・公的活動への参加、社会的活動）。

¹¹ <https://www.facebook.com/notes/142487996389872/> （参照 2021-01-08）

¹² 政府報告（2018）

「障害者の保護と権利推進法」の施行について分野ごとに詳細を定めた政令は以下のとおりである。

法律名	保健と教育における障害者のための社会的措置にかかる政令 (Décret No. 2012-828/PRES/PM/MASSN/MEF/MS/MENA/MESS portant adoption de mesures sociales en faveur des personnes handicapées en matière de santé et d'éducation) ¹³
施行年	2012
概要	障害者カード保持者の、保健・教育における以下のような優遇措置を定めている。 ・低所得者と認定された場合、公立医療機関と公立学校の費用が無料。補装具の提供あり。低所得者でない場合も割引を受けられる。 ・学校に優先的に入学できる。修業年限などについて、必要に応じて延長などの対応が可能。

法律名	雇用・職業訓練・交通における障害者のための社会的配慮に関する政令 (Décret No. 2012-829/PRES/PM/MASSN/MEF/MJFPE/MTPEN portant adoption de mesures sociales en faveur des personnes handicapées en matière d'emploi, de formation professionnelle et des transports) ¹⁴
施行年	2012
概要	障害者カード保持者の、雇用・職業訓練・交通における優遇措置を定めている。 ・低所得者と認定された場合、公立の職業訓練校の費用と公共交通機関の料金が無料。低所得者でない場合も割引を受けられる。 ・電動三輪車や障害者用の車両購入費用が半額。 ・公共交通機関で障害者用優先席の設置。 ・職業訓練校に優先的に入学できる。修業年限などについて、必要に応じて延長などの対応が可能。 ・公的機関は、職員数の10%を障害者の割当て枠とする。

法律名	障害者の雇用条件と職業訓練の条件の設定に関する政令 (Décret No. 2009-530/PRES/PM/MTSS/MASSN/MS portant fixation des conditions d'emploi et de formation professionnelle des personnes handicapées) ¹⁵
施行年	2009
概要	障害者が、非障害者と平等に社会参加できるよう、雇用における差別の禁止、適切な勤務条件・労働環境の提供などを定めている。

¹³ <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/SERIAL/97903/116345/F-1551544057/BFA-97903.pdf> (参照 2021-01-08)

¹⁴ <http://ilo.org/dyn/natlex/docs/SERIAL/97902/116344/F-192559015/BFA-97902.pdf> (参照 2021-01-08)

¹⁵ <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/82383/90166/F1735947416/BFA-82383.pdf> (参照 2021-01-08)

法律名	労働法 (Loi No. 028-2008-AN portant Code du Travail) ¹⁷
施行年	2008
概要	第 4 条：雇用・労働において、障害を含むすべての属性に基づく差別を禁止している。 第 40 条：障害のある労働者は職場において適切な配慮を受ける権利があるとしている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	教育枠組法 (Loi No. 013-2007/AN portant loi d'orientation de l'éducation) ¹⁶
施行年	2007
概要	6 歳から 16 歳までの国民は教育を受ける義務があるとし、特に障害者も対象として明記している。

法律名	危険、人道的危機及び災害の防止と管理に関する枠組法 (Loi No. 012-2014/AN portant loi d'orientation relative à la prévention et à la gestion des risques, des crises humanitaires et des catastrophes) ¹⁸
施行年	2014
概要	災害防止・管理において、すべての属性に基づく差別を禁止している。

法律名	全国民を対象とする医療保険制度にかかる法律 (Loi No. 060-2015/CNT portant régime d'assurance maladie universelle) ¹⁹
施行年	2015
概要	全国民を差別なく医療保険制度の対象と定めている。

法律名	刑法 (Code Pénal) Loi No. 025-2018/AN portant Code Penal)
施行年	2018
概要	第 322 条第 2 項で、人種、民族、性別、宗教等に基づくあらゆる区別、制限、優遇などを「差別」と定義しているが、障害は明記されていない。 CNDH によるパラレルレポート (2020) で障害も明記するよう提言。

¹⁶ <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/77498/82167/F578256246/BFA-77498.pdf> (参照 2021-01-08)

¹⁷ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/79332/89013/F1149843613/BFA-79332.pdf> (参照 2021-01-08)

¹⁸ [https://www.ifrc.org/docs/IDRL/Loi%20Catastrophes%202014%20Burkina%20Faso%20\(2\).pdf](https://www.ifrc.org/docs/IDRL/Loi%20Catastrophes%202014%20Burkina%20Faso%20(2).pdf) (参照 2021-01-08)

¹⁹ <http://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/101522/122349/F1485776767/BFA-101522.pdf> (参照 2021-01-08)

障害者政策

ブルキナファソ政府の主な障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	障害者の保護・権利推進国家戦略（Stratégie nationale de protection et de promotion des personnes handicapées。以下、「SN-3PH」） ²⁰
施行年	2012-2021 及び 2021-2025
概要	2012-2021 の概要は以下のとおり。 第1の柱：障害者の保護 法律の整備、保健・教育・雇用・交通・情報・娯楽などあらゆる分野で障害者のアクセスを改善するための計画の策定、関連機関の能力強化 第2の柱：障害者の社会参加促進 障害者の教育（インクルーシブ教育）、職業訓練、雇用、政治への参加促進

その他分野の政策で障害者に関連するものとして以下がある。

政策名	教育・訓練セクタープログラム（Programme sectoriel de l' education et de la formation: PSEF）2012-2021 ²¹
施行年	2012-2021
概要	すべての教育レベルでインクルーシブ教育を推進することを目標の一つにしている。障害者に関しては以下を優先課題としている。 ・脆弱な状態にある子どもの就学を促す財政的支援 ・特別な支援ニーズのある子どもの人数のとりまとめ ・教育分野の人々に対し、インクルーシブ教育についての啓発 ・学校において、スロープや障害者用トイレの設置 ・障害のある児童・生徒用の教材の入手 主管は国民教育・識字省。

政策名	国家社会保障政策（Politique nationale de protection sociale）2013 - 2022 ²²
施行年	2013 - 2022
概要	省庁間にまたがった政策だが、障害者を含む脆弱者への社会的支援の提供は社会活動・国民連帯省（Ministère de l'Action Sociale et de la Solidarité Nationale）が担当する。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ブルキナファソは 2009 年 7 月 23 日に CRPD 及び選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を批准した。政府報告は 2018 年 11 月 30

²⁰ <https://www.sig.bf/2013/05/protection-et-promotion-des-droits-de-la-personne-handicapee/>（参照 2021-01-08）

²¹ <http://www.unesco.org/education/edurights/media/docs/82a941aca280e477ad94058a2cbdbf888181c7b8.pdf>（参照 2021-02-15）

²² https://social-assistance.africa.undp.org/sites/default/files/resources/Burkina%20Faso_National%20Social%20Protection%20Policy%20%28Politique%20Nationale%20De%20Protection%20Sociale%29%202013-2022_2012.pdf（参照 2021-02-15）

日に障害者権利委員会に提出し受理された。パラレルレポートは、3 団体より提出されている（「市民団体の連合体」（Coalition des organisations de la société civile）（2019）、「児童へのあらゆる体罰を撲滅する国際イニシアチブ」（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）（2020）、CNDH（2020））。障害者権利委員会から 2020 年 9 月 17 日に質問事項が提示され、ブルキナファソ政府からの回答書が待たれている。

権利委員会からの主な質問事項は以下のとおりである。

- ・ SN-3PH（2012-2021）の活動実績
- ・ SN-3PH の後継フェーズ（2021-2025）の活動実績
- ・ 国内法や政策を CRPD に整合させ、不適切な用語（例えば *invalidité*²³はスティグマと結びついている）を変更する意思の有無
- ・ 障害者団体が、国の政策策定・実施・モニタリングに参加する仕組みの有無
- ・ 障害のある女性のあらゆる分野への参加、アクセスを促進する手段の有無

2－4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

障害者の保護と権利推進法（2010）第 7 条で、低所得と認定された障害者（障害者カードの保持者）は公立医療機関での診察、検査、薬品、入院が無料と定められており、車いすや白杖など障害に応じた補装具を無料で入手できる。低所得と認定されていない障害者も障害の程度に応じて医療費や補装具の料金が割引になる。

政府報告（2018）によれば、国内に 43 か所のリハビリテーションセンターがあり、このうち、ブルキナ国立補装具センター（Centre national d'appareillage orthopédique du Burkina: CNAOB）は補装具を扱う中心的な組織である。2018 年時点で医療従事者育成プロジェクトが実施中であり、理学療法士、義肢装具士、整形外科医も対象に含まれていた。

② 教育

障害者の保護と権利推進法（2010）では、教育に関して以下を定めている²⁴。

- ・ インクルーシブ教育をすべての教育レベルで基本とする。
- ・ 障害のある児童・生徒の通学先は可能な限り自宅から最も近いところとする。
- ・ 障害のある児童・生徒には、適切な補助（*aides spécialisées*）を与え適切な指導法で教育を行う。
- ・ すべての学校は障害者が利用できるよう物理的に整備されなければならない。
- ・ 障害のある児童・生徒には奨学金を供与する。
- ・ 障害のある児童・生徒の試験の際、障害の性質に応じて回答時間の延長などを配慮す

²³ 仏語で「不能」を意味する。

²⁴ 政府報告（2018）

べき。

政府報告（2018）によれば、2012 年から実施されている SN-3PH の中で、教育分野に関し以下の取り組みが行われた。

- ・ 2015-2016 年度にインクルーシブ教育についての研修を受けた教員等は、小学校教員 1,435 人、国立の小学校教員養成大学教員 127 人、スクールカウンセラー 1,345 人、中学校・高校教員 106 人等であった。
- ・ 同じ年度に、インクルーシブ教育に関する意識啓発を、学生と教員 519 人、宗教的機関や PTA、地方自治体職員などの 766 人を対象に行った。

ブルキナファソは障害のある児童・生徒の初等教育・中等教育就学者数の統計を取っており、例えば 2015-2016 年度の障害のある児童の初等教育就学者数は以下のとおりである。

表 2 障害のある児童の初等教育就学者数（2015-2016 年度）（人）

	男子	女子	合計
聴覚障害	3, 225	2, 544	5, 769
知的障害	2, 774	1, 980	4, 754
身体障害	3, 204	2, 473	5, 677
言語障害	6, 943	3, 062	10, 005
視覚障害	3, 564	2, 853	6, 417
その他	807	780	1, 587
合計	20, 517	13, 692	34, 209

出所：政府報告（2018）。（COMUD/Handicap のデータを引用）を基に調査チームが作成

③ ジェンダーと障害

ブルキナファソは 1987 年に女子差別撤廃条約に加入（accession）した。国家ジェンダー政策（Politique nationale genre）（2009）²⁵を基本とし、以下のジェンダー関連法律・政策がある。

- ・ 女性に対する暴力の防止、抑制、補償、被害者の支援に関する法律（Loi No. 061-2015/CNT portant prévention, répression et réparation des violences à l'égard des femmes et des filles et prise en charge des victimes）。また、刑法では、女性、特に障害のある女性に対する暴力は犯罪として明記されている。
- ・ 女子の保護と権利推進に関する国家戦略（Stratégie nationale de la protection et de la promotion des droits de la jeune fille）2017-2020
- ・ 女子教育促進国家戦略（Stratégie nationale d'accélération de l'éducation des filles: SNAEF）

²⁵ <https://burkinafaso.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/PolitiqueNationaleGenre2009.pdf>（参照 2021-01-07）

2015-2021

- ・ 女性の経済的エンパワメント総局 (Direction générale de l'autonomisation économique de la femme)²⁶を通じた、女性のエンパワメント統合プログラムの策定
- ・ 障害のある女性に対する無利子の貸付
- ・ COMUD/Handicap に、障害者団体の「ブルキナ障害のある女性団体国家連合」(Union nationale des associations des femmes handicapées du Burkina: UNAFEHB) が参加。

④ 訓練・雇用、就労支援

障害者の保護と権利推進法 (2010) 及び労働法 (2008) では障害を含むすべての属性に基づく差別を禁止している。雇用・職業訓練・交通における障害者のための社会的配慮に関する法令 (2012) では、公務員数の 10% を障害者の割当て枠としている。従業員 50 名以上の民間企業では従業員数の 5% 以上を障害者に割り当てることが求められている²⁷。

政府報告 (2018) によれば、障害者の就労支援としては、職業訓練については国内 4 か所の職業訓練センターで障害者を対象にしているほか、起業支援などを目的とする以下の基金が存在し、障害者も対象に含まれている。

- ・ インフォーマルセクター支援基金 (Fonds d'appui au secteur informel: FASI)
- ・ 雇用促進支援基金 (Fonds d'appui à la promotion de l'emploi: FAPE)
- ・ 青年のイニシアチブ支援基金 (Fonds d'appui aux initiatives des jeunes: FAIJ)
- ・ 職業訓練及び見習い支援基金 (Fonds d'appui à la formation professionnelle et à l'apprentissage: FAFPA)
- ・ 女性の収入創出活動支援基金 (Fonds d'appui aux activités rémunératrices des femmes: FAARF)
- ・ 国家連帯基金 (Fonds national de solidarité national)

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者カード (Carte d'invalidité) を保持する障害者は前述のとおり、医療、教育、雇用、職業訓練、交通において優遇措置を受けることができる。障害者のための特別な保障金制度はなく、民間セクターは国家社会保障基金 (Caisse nationale de sécurité sociale。以下、「CNSS」)、公務員は公務員退職自立基金 (Caisse autonome de retraite des fonctionnaires: CARFO) で、すべての労働者が保険料を支払うことで、年金や労働災害に備えることができるとされている (健康保険は含まれていない)。CNSS のウェブサイト²⁸によれば、2012 年時点で 2020 年までに CNSS カバー率 90% を目標としていたが、2021 年 2 月時点のカバー率は不明である。2020 年 6 月から 7 月にかけて世界銀行が行った「ブルキナファソにおける新型コロナ感染

²⁶ 女性・国家連帯・家族省の管轄下。

²⁷ 政府報告 (2018)

²⁸ <http://www.cnssbf.org/> (参照 2021-01-20)

症の社会経済的インパクトにかかる電話調査」(The Socio Economic Impacts of COVID-19 in Burkina Faso: Results from a High Frequency Phone Survey of Households Round 1 (2020 年 8 月)²⁹。以下、「世銀 2020 年電話調査」)によれば、健康保険のカバー率は 6.6%であった。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

障害者の保護と権利推進法 (2010) 第 16 条と第 18 条において、道路、鉄道、航空、バスなど交通機関はすべて障害者がアクセスできるように整備すべきとしている。また、第 21 条から第 25 条で、公共性のある建築物には手すりやスロープの設置が義務付けられ、受付窓口なども障害者がアクセスできるような設計にすることが求められている。これに違反すると 50,000~100,000 西アフリカ CFA フラン (約 9,600 円~20,000 円³⁰) の罰金が科される。

障害者の情報へのアクセスに関しては、同法第 39 条で、機能障害があっても情報が得られるようにさまざまな媒体 (ウェブサイト、印刷物、オーディオビジュアルサービスなど) の整備が必要としている。電子コミュニケーションネットワーク・サービス基本法 (2008)

(Loi No. 061-2008/AN portant réglementation générale des réseaux et services de communication électronique au Burkina Faso) では、情報のユニバーサルサービス (すべての人に届くこと) を基本とし、障害者など情報へのアクセスが困難な人々のための対応を求めている。

・防災

障害者の保護と権利推進法 (2010) 第 46 条において、災害などの緊急時に障害者は優先的に対応されるべきとしている。しかし CNDH はパラレルレポート (2000) で、具体的な方策が示されていないためこれを明記すべきと提言している。女性・国家連帯・家族省が管轄する「緊急時の救援・復旧評議会」(Conseil national de secours d'urgence et de rehabilitation: CONASUR) が防災を担当し、火災・洪水・戦争などの際に救助した障害者の人数を災害種類別に集計している³¹。

²⁹ <http://documents1.worldbank.org/curated/en/492101598297943489/pdf/The-Socio-Economic-Impacts-of-COVID-19-in-Burkina-Faso-Results-from-a-High-Frequency-Phone-Survey-of-Households.pdf> (参照 2021-01-20)

³⁰ 1CFA=0.192690 円 (2021 年 1 月 JICA 統制レート)

³¹ 政府報告 (2018)、<http://www.conasur.gov.bf/> (参照 2021-01-20)

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府³²	【草の根・人間の安全保障無償資金協力】 ・北部地方ヤテング県ウラ市小学校 4 校への井戸及び学校菜園整備計画（2020） ・中央地方カディオゴ県パブレ市バンドトエガ村産科棟建設計画（2020） ・北部地方パソレ県ヤコ市ラグンダ村小学校建設計画（2020）
他ドナー	【欧州連合（European Union: EU）】 Bridging the Gap プロジェクト（コンポーネント 2）³³ CRPD の履行と障害者の包摂を目的に、ブルキナファソを含む 5 か国で政府機関、人権関連機関などの能力強化と、各分野の政策における障害の主流化促進を進める。目標年は 2030 年。 ブルキナファソでは障害者カードと医療サービスに着目し、COMUD/Handicap や保健省と協力して以下の活動を実施している。 ・障害者カードの発行（障害者の認定）を行う専門職の能力強化。 ・医療専門職の、障害に関する知識や、CRPD をはじめ障害関連の政策・法律についての研修・啓発。 【国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）】 2013 年から 2017 年にかけて以下の活動を行った。³⁴ ・障害児にかかる国勢調査（Recensement général des enfants handicapés）³⁵支援（2013-2014） ・障害児に対する包括的支援（2016） ・障害者の保護と参加促進支援（2017） 【フランス開発庁（Agence Française de Développement: AFD）】³⁶ ・Santé mental positive et education inclusive / insertion professionnelle（2018-2021） 保健省や教育省、関連施設と協力し、精神保健及び、インクルーシブ教育・職業訓練分野の支援を通じて、貧困削減に貢献することを目指す。

³² 在ブルキナファソ日本国大使館ウェブサイト

³³ <https://bridgingthegap-project.eu/beneficiary-countries/>（参照 2021-01-20）

³⁴ 政府報告（2018）

³⁵ この報告書をウェブ上で見つけることはできなかった。

³⁶ https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets/sante-mentale-positive-et-education-inclusive-insertion-professionnelle?origin=/fr/carte-des-projets?query=handicap&page=all&view=map&filter%5B0%5D=type_k%3D%22page_afd_project%22&filter%5B1%5D=type_k%3D%22page_ong_project%22&filter%5B2%5D=type_k%3D%22page_research_project%22&filter%5B3%5D=source_k%3D%22afd%22&size=10000&from=0&sort=_score%2Cdesc&facetOptions%5B0%5D=funding_program_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B1%5D=funding_type_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B2%5D=thematic_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B3%5D=country_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B4%5D=program_family_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B5%5D=year_k%2Csize%2C200&type=0（参照 2021-01-11）

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

SN-3PH (2012-2021) の策定にあたっては世界保健機関 (World Health Organization。以下、「WHO」) 等による地域に根ざしたリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」) ガイドラインを参考にしており、政府報告提出時点 (2018) で、国内 13 地方のうち 5 地方で CBR のパイロットプロジェクトが実施されている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ブルキナファソはマラケシュ条約を 2017 年 7 月に批准し、2017 年 10 月に発効した。著作権に関する国内法は「文学的芸術的財産法」(2019) (Loi No.048-2019 portant protection de la propriété littéraire et artistique。1999 年の法律 Loi No.032-99/AN を改正) である³⁷。

著作権を司る国内機関は 1983 年設立のブルキナ著作権局 (Bureau Burkinabè du Droit d'auteur: BBDA)³⁸である。マラケシュ条約公認機関については、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO) の公認機関 (Authorized Entity) リスト³⁹にブルキナファソの機関は掲載されていない。他国との著作物共有に関しては、アクセシブル書籍連合体 (Accessible Books Consortium: ABC) によるアクセス可能な形式で書籍が交換できるグローバル・ブック・サービス (Global Book Service) の参加団体リスト⁴⁰にブルキナ視覚障害者団体連合 (Union Nationale des Associations Burkinabé pour la Promotion des Aveugles et Malvoyants。以下、「UN-A.B.P.A.M」) が掲載されている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ブルキナファソでは、2021 年 1 月 27 日時点で 10,157 人が感染し、8,472 人が回復、118 人が死亡している⁴¹。WHO によれば、2020 年 3 月の感染者確認以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により暴動や紛争が増加している。2020 年 10 月までに、反政府勢力による暴動や武力衝突が激化したことにより、220 万人以上の人々が影響を受け、100 万人以上の民間人が避難を強いられている⁴²。

世銀 2020 年電話調査は、2020 年 3 月にブルキナファソで最初の新型コロナ感染者が発見されて以降、電話調査が実施された同年 6 月～7 月までの間の状況を対象とし、全国の約 2,000 世帯が回答した。主な結果は以下のとおりであった。

- ・当該期間、基本的な食糧の確保が難しいことがあったと回答した者が 25%を占めた。

³⁷ <https://www.burkina24.com/2020/07/28/droit-dauteur-au-burkina-le-bbda-echange-avec-les-createurs/> (参照 2021-01-11)

³⁸ <http://www.bbda.bf/index.php> (参照 2021-01-07)

³⁹ https://www.wipo.int/marrakesh_treaty/en/entities.jsp (参照 2020-12-18)

⁴⁰ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/> (参照 2020-12-18)

⁴¹ <https://who.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/0c9b3a8b68d0437a8cf28581e9c063a9> (参照 2021-01-27)

⁴² <https://unfoundation.org/blog/post/who-provides-guiding-light-burkina-fasos-covid-19-pandemic-response/> (参照 2021-01-07)

- ・90%の学生が学習を続けていた。その53%はICTを使っていた。
- ・回答者の40%がマラリア等の通常の病気で医療サービスを必要とし、受診・治療に特に問題はなかったと述べた。
- ・コロナ禍以前は働いていてそれ以降離職した者は回答者の10%を占めた。そのうち28%がコロナに対する不安が理由で離職したと回答した。
- ・職業を問わず、ほとんどの回答者が、収入が減少したと回答した。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者の合理的配慮については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

2020年6月には、WHOの支援により全国の保健医療施設に13のトリアージセンターが設立され、手洗い場、患者や来訪者の検温をする場所、患者を隔離する待合室などが設置された。他方で、国内の混乱により、従来から脆弱な保健医療インフラのうち、機能している保健医療施設が閉鎖されている。WHOのブルキナファソ代表は、感染拡大の緊急対応から、子ども、高齢者、慢性疾患のある人々、マイノリティの人々、障害者など、最も脆弱な立場にある人々への予防・治療サービスが含む保健医療サービスの継続性の維持に焦点を当てる段階に入っている、と述べている⁴³。

当調査が配布した調査票に対するUN-A.B.P.A.Mの回答によれば、視覚障害者は物を触る機会が多いため新型コロナウイルス感染のリスクが高く、手洗いや手指消毒液の使用がより重要である。また、視覚障害者はコロナについての情報も得にくい傾向にある。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

UN-A.B.P.A.Mによる調査票回答によれば、感染リスクの恐れから身体接触のある介助をためらう者も増えているとのことである。公共交通機関が発達していないため個別の移動手段が必要だが、コロナ禍の影響で視覚障害者の移動はより困難になった。一方、ロックダウンの情報はラジオを含めあらゆるメディアを通じて提供されているため、視覚障害者も情報を得ることができている。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者の就労に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⁴³ <https://unfoundation.org/blog/post/who-provides-guiding-light-burkina-fasos-covid-19-pandemic-response/>（参照 2021-01-07）

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

UN-A.B.P.A.M による調査票回答によれば、視覚障害者もラジオなどから新型コロナウイルス関連の情報を得ることができる。しかし、手洗いの仕方やマスクのつけ方など、視覚的描写も重要な情報については、視覚障害者は十分な理解ができないこともある。点字での情報提供が不足している。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
Fédération Burkinabè des Associations pour la Promotion des Personnes Handicapées (FEBAH) ⁴⁴ (ブルキナ障害者の権利推進団体連盟)	障害者の権利推進を目的とする団体の連合体 2020年の主な活動として、障害者が障害種別を問わず選挙人登録する(選挙人カード (carte d'électeur) を入手する)運動を進めた。申し込み手続きをしないと選挙に参加できない。
Réseau National des Organisations de Personnes Handicapées (ReNOH) (全国障害者団体ネットワーク)	2011年設立。障害者が意見を自由に表明し、社会経済活動やスポーツ文化活動に全面的かつ活発に参加することを旨とする ⁴⁵ 。
Union Nationale des Associations de Femmes Handicapées du Burkina (UNAFEHB) ⁴⁶ (ブルキナ全国障害のある女性団体連合)	障害のある女性の権利についての啓発活動、法律や政策への障害課題の包摂、障害のある女性の政治や公的職務への参加促進を主な活動内容とする ⁴⁷ 。
Mouvement Burkinabè des Droits de l'Homme et des Peuples (MBDHP) (ブルキナ人権運動)	1989年設立。人権の保護・推進を活動内容とする ⁴⁸ 。
Union Nationale des Associations Burkinabè pour la Promotion des Aveugles et Malvoyants (UN-A.B.P.A.M) (ブルキナ全国視覚障害者団体連合)	視覚障害者の当事者団体の連合体。 1979年設立。65団体が参加。活動内容は障害者の権利推進、教育、雇用、リハビリテーション、サービスや情報へのアクセス改善、差別の撲滅、ジェンダー平等など。 視覚障害のある児童・生徒のインクルーシブ教育の地方展開推進。全国13地方のうち9地方で、行政より許可を得て視覚障害のある児童・生徒の学習のためのリソースセンターを運営している。また、視覚障害のある大人へ識字学習の機会を提供している。

⁴⁴ <https://www.facebook.com/handicap.et.inclusion.au.burkina.faso/> (参照 2021-01-20)

⁴⁵ <https://lefaso.net/spip.php?article53418#:~:text=Le%20ReNOH%20est%20une%20jeune,et%20culturel%20du%20Burkina%20Faso.> (参照 2021-01-20)

⁴⁶ <https://www.facebook.com/Unafehb-107283731325236/> (参照 2021-01-20)

⁴⁷ <https://www.light-for-the-world.org/women-with-disabilities-leadership-roles> (参照 2021-01-20)

⁴⁸ http://base.afrique-gouvernance.net/fr/corpus_organismes/fiche-organismes-127.html (参照 2021-01-20)

Union Nationale des Associations des Déficiants Auditifs du Burkina (U.N.A.D.A.B.) (ブルキナ全国聴覚障害者団体 連合)	聴覚障害者の当事者団体 活動内容は、聴覚障害者の人権、教育と識字、手話、 聴覚障害のある浮浪児の支援、職業訓練・雇用促進、 CBR、性とリプロダクティブヘルス、文化・スポーツ 活動など ⁴⁹ 。
---	--

3－2．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Humanity & Inclusion ⁵⁰	次の4分野で活動している。 ・障害者のリハビリテーション ・インクルーシブ教育推進 ・児童虐待防止 ・女性団体支援を通じて平和構築に貢献

⁴⁹ <https://www.ds-international.org/burkina-faso> (参照 2021-01-20)

⁵⁰ https://www.hi-us.org/burkina_faso (参照 2021-01-07)

4. 参考資料

Gouvernement du Burikina Faso (2012) *Politique nationale de protection sociale 2013-2022*.

https://social-assistance.africa.undp.org/sites/default/files/resources/Burkina%20Faso_National%20Social%20Protection%20Policy%20%28Politique%20Nationale%20De%20Protection%20Sociale%29%202013-2022_2012.pdf (参照 2021-02-15)

Gouvernement du Burikina Faso (2013) *Programme sectorial de l'éducation et de la formation (PSEF) 2012-2021*.

<http://www.unesco.org/education/edurights/media/docs/82a941aca280e477ad94058a2cbdbf888181c7b8.pdf> (参照 2021-02-15)

Government of Burkina Faso (2020) *Initial report submitted by Burkina Faso*,

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=BF&Lang=EN (参照 2021-01-07)

Institut National de la Statistique et de la Démographie (INSD) (2020) *5ème Recensement Général de la Population et de l'Habitat (RGPH) Presentation des résultats préliminaires, Novembre 2020*.

https://www.finances.gov.bf/fileadmin/user_upload/storage/Resultats_preliminaires_RGPH_2019.pdf (参照 2021-02-12)

Ministère de la Promotion de la Femme (2009) *Document de la Politique Nationale Genre du Burkina Faso*. <https://burkinafaso.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/PolitiqueNationaleGenre2009.pdf> (参照 2021-01-07)

World Bank (2020) *The Socio-Economic Impacts of COVID-19 in Burkina Faso: Results from a High Frequency Phone Survey of Households Round 1*.

<http://documents1.worldbank.org/curated/en/492101598297943489/pdf/The-Socio-Economic-Impacts-of-COVID-19-in-Burkina-Faso-Results-from-a-High-Frequency-Phone-Survey-of-Households.pdf> (参照 2021-01-20)

< ウェブ情報 >

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2020) *Global Education Monitoring (GEM) Report: Inclusion-Burkina Faso*. <https://education-profiles.org/fr/sub-saharan-africa/burkina-faso/~inclusion> (参照 2021-02-15)

United Nations Human Rights Treaty Bodies, UN Treaty Body Database. Reporting status for Burkina Faso.

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=BF&Lang=EN (参照 2021-01-07)

在ブルキナファソ日本国大使館ウェブサイト <https://www.bf.emb->

japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (参照 2021-01-07)